

## 「チーバくん」の使用法

### 1. 使用の申し込み（第3条・第4条）

チーバくんを使用する場合は、原則として申込書を提出し、ゆめ半島千葉国体実行委員会会長の承諾を受ける必要があります。

区分 製造年月日	右側以外	商品・景品・パッケージ
～H21. 3. 31	第3条第2項 (1)～(6)	不要
	上記以外	要 (様式第1号)
H21. 4. 1～	第3条第2項 (1)～(6)	不要
	上記以外	要 (様式第1号)

#### 第3条第2項

- (1) 市町村の実行委員会が使用するとき。
- (2) 国、地方公共団体、財団法人千葉県体育協会、県内各市町村体育協会、県内各競技団体が使用するとき。
- (3) ゆめ半島千葉大会実行委員会が使用するとき。
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校が教育の目的で使用するとき。
- (5) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (6) その他会長が適当と認めたとき。

## 2. 使用料（第2条）

無償とします。ただし、平成21年4月1日以後に製造される商品、景品またはパッケージについて使用する場合は、有償とします。

区分 製造年月日	右側以外	商品・景品・パッケージ
～H21.3.31	無償	無償
H21.4.1～	無償	有償

## 3. 使用料の算出方法

販売を目的とするもの	小売価格（消費税賦課前）×3%×製造個数
販売以外を目的とするもの（景品等）	製造価格×3%×製造個数

## 4. 使用料の免除（第6条第1項）

次のいずれかに該当するときは、使用料を免除します。

- (1) 第3条第2項第1号から第4号までのいずれかに該当するとき。
- (2) 社会福祉法人が使用するとき。
- (3) その他会長が特に認めたとき。